

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	1/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

1. 基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明

(1) 基本構想素案の概要説明

次期総合計画の策定に向けたこれまでの取組み内容、次期総合計画の概要などについて、パワーポイントにより政策課長が説明。

政策課長の山本と申します。(仮称)第四次座間市総合計画基本構想の素案、概要版についてご説明いたしたいと思っております。お手元にある概要版に沿って説明いたします。

1ページ目の上段には、策定の趣旨と枠組みを示しております。策定の趣旨につきまして総合計画は、長期的な展望に立ち、地方自治体の目指すべき将来像、こうあるべきだという将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を運営していく、そのための指針という位置づけでございます。これにつきましては、地方自治法という法律の中でも策定が義務付けられており、議会の議決を経ることになっております。本市におきましては、平成3年に計画期間を20年間とする第三次総合計画を推進してまいりましたが、計画期間が20年間ということで来年の3月まで、みなぎる活力とやすらぎが調和する「ときめきのまち」という将来像に向けて様々な施策を展開し、その実現に向けて努めているところでございますが、第三次総合計画が来年3月までということで、それ以降の新しい総合計画の策定に現在努めているところでございます。

第三次座間市総合計画は、平成3年からでございますが、ご存知のとおりその翌年には、バブルの崩壊という大きな経済変化がございました。そういった経済情勢の変化などに対応するためにも、長期的な展望に立った計画作りが求められているという背景がございます。また、今後の市政運営においては、協働による市民参加の協働によるまちづくりという視点が必須であると認識しております。そのために、よりわかりやすく目標を立ててその実現に向けて努めていくというような形が、基本的な考え方となっております。そのような考え方の中で枠組み、より具体的な計画にということで検討してきた結果、基本構想と実施計画、戦略プロジェクトという3つの構成でまちづくりを進めていくこととしております。今日ご紹介するのは、基本構想の部分でございます。この基本構想は、現在の第三次座間市総合計画では、ページにすると12～13ページの中で記載している事項であり、そうすると20年間という計画ではどうしても抽象的にならざるをえない部分がございます。それを協働のまちづくりで進めていく上でも、よりわかりやすく、目標を明確にという意味合いで基本構想と基本計画というのを1つにし、今のところ基本構想部分が150ページぐらいになっております。その中で基本的な、より具体的な目標を掲げて、どうやって実現していくかということの基本構想の中で明らかにしていっております。さらに、それを具体的に実施する内容について実施計画で、これは4年間の計画で2年ごとに見直していくというような計画になっております。この実施計画においては、財政計画というものを的確に策定して、財政的な裏づけのもとに事業を組んでいくというような、より具体的な内容となっております。そして戦略プロジェクトというのは今回新しいもので、これについては政策・施策・事業という計画階層にこだわることなく、最重要課題を中心に

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	2/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

戦略目標として掲げ、その達成のために取り組みを明確にすることで、これについてはもっと具体的に「こういうことを実現します」ということで、後で検証できるような計画となるよう考えております。策定にあたり下の段の黄色い四角で囲ってある部分でございます。これから第四次座間市総合計画を策定するにあたり、一昨年、半年をかけて各職場からプロジェクトチーム(検討委員会)を編成し、各施策における現状と課題を、SWOT分析という、ちょっと難しい言葉かもしれませんが、そういった分析方法を用いて全施策、現状と課題を分析いたしております。その解決策、どうしたらいいかということまで検討いたしました。

そういった点も踏まえて昨年の3月に策定方針という、どういう方針で新しい計画を策定していくのかという方針をまとめさせていただいております。なお、20年の8月には外部評価という、大学の先生などですが、外部評価委員がいらっしゃいます。その方々から第三次座間市総合計画全体を見て、現状と課題の評価を実施していただき、それも参考にして策定方針を定めたという経緯がございます。

先ほど市長のほうから、どのような取組をしてきたかという紹介があり、重複するかもしれませんがご紹介させていただきます。まず3月には小学生を対象に絵画コンクールを実施させていただいております。それから4月にはまちづくりシンポジウムを開催させていただきました。8月には子ども議会というものを開催し、8月から9月にかけて、皆様方のご家庭にも届いたかと思いますが、一言メッセージというのを募集させていただいております。この一言メッセージの結果、約3,600の貴重な意見をいただいている次第でございます。そして、市民まちづくり協議会というのを開催させていただきました。これは新しい取組でして、無作為で2000人の市民の方、18歳以上の方を対象とし、「まちづくりに参加していただけますか」という呼びかけをしたところ、63名の市民の方が応募して下さいました。5日間にわたり各テーマにしたがって検証していただき、大変貴重なご提言等いただきました。それから今日の各種団体懇談会の開催、そして地域別懇談会の開催となります。5月には総合計画審議会というのがあり、そちらのほうに計画案について諮問し、8月には答申をいただきたいと考えています。そして議会のほうに上程し、12月に議決を経るという予定でございます。

2ページ目をご覧ください。こちらには座間市の姿ということで、人口の推移、今までどうだったのかということを示しております。また年齢的にはどうなのか、それから財政状況、よく「財政状況どうなのか」という質問がございます、ここでは全部は触れておりませんが、概要をお知らせしたいと思います。

まずは一番上の人口でございます。これについては右肩上がり、増えているという現状でございますが、ここ3、4ヶ月は自然動態が減少に転じており、亡くなられる方とお生まれになる方を比べると、亡くなられる方の方が若干多くなってきており、人口減少となってきたと考えます。平成32年の10月の推定人口については、ここに書いてあるように12万5,664人という推計をさせていただいております。

表2については、年齢別人口の推移を示しております。平成2年、65歳以上の方の人

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	3/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

口が高齢者人口といい、その割合(高齢化率)を表すものがございますけれども、平成2年には6.4%、それが平成22年には約3倍の19.8%という統計になっております。それに伴い、14歳までの方の年少人口それから15歳から64歳までの生産年齢人口というのが減少していき、平成32年には高齢化率26.2%というような、平成2年に比べると約4倍の高齢化率となると説明させていただいております。

次に表の3でございます。これが平成21年の当初予算までの現状財政状況でございます。一番上の黒っぽいダイヤモンドの形をした線については市民税。市民税は平成19年三位一体の改革で税源移譲があり、その税制改正に伴って増加しております。ただ、一昨年のよく言うリーマンショックに端を発した100年に1度の不況という中で、国内経済の低迷もあり、減少してきております。そして、赤い四角のものは職員の人件費で、これについては減少しているという状況でございます。これには退職手当も入っておりますので多少増減がございます。そして3番目の茶色っぽい×印みたいな印が付いているものは、扶助費というものでございます。扶助費というのは生活困窮者に対する手当てといった福祉的な経費であり、21年から22年にかけて急増しているのは、ご存知だと思いますけれども、新政権によるこども手当て、これが21億5,000万円であるため、急激に上昇しております。その他に生活保護世帯の給付も増えていることも要因となっております。一番下側のグリーンの線は公債費とあって、市の借金の返済にあたる部分になります。それについては、ほぼ横ばいとなっております。

次に表の4(市民一人当たり未償還元金)ですが、これは現在の借金の額を市民一人当たり割ったものでございます。これについても、平成13年から右下がり、減ってきているという状況でございます。23年以降について、今後借入れが一切ない場合は、青い線のとおり減少する予測です。赤い四角の部分については、毎年10億円の借入をした場合の推移を示しています。同じように三角の緑の線については、20億円を毎年借入れる、10年間としますと200億円になるわけですが、そういう場合の予測です。これについては、平成19年の神奈川県平均が46万円となっており、座間市は21年度現在20万程度ですから、県平均の半分以下であり、健全性が高いということになります。

左側の一番上、表5をご覧になっていただきたいと思っております。これは昭和46年からの座間市の借入れの内容です。普通債と書いてありますが、これは道路を直したり、建物を建設したりと、そういった公共事業をやったときの借入れのグラフになっております。そして右上に核づくり関連債という、これに関しては、核づくりによって多額の借入を行ったということで、別に計上させていただいております。それらが平成22年では残っておりますけれども、平成32年あたりには無くなる予測となっております。そして、核づくり関連債の右上にあるものについては、国策関連債という名前をつけてさせていただいておりますが、これは国が行った減税対策によって市税が減った分を財源として借入れたものでございます。さらに平成13年からは臨時財政対策債というものが生じております。本来国が国税(酒税、所得税、消費税など)をもとに地方交付税として地方自治体へ交付

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	4/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

すべきものが、収入不足で交付できず、それを地方が借金しているため生じているものです。なおこの減税対策債、臨時財政対策債については、交付税への算入により償還される仕組みになっております。④土地利用については、あとで都市マスタープランのほうで説明いたしますので省略させていただきます。

座間市を取り巻く社会環境というようなところで、わが国と本市を取り巻く社会潮流について1～9まで整理させていただいております。これについては、前回の懇談会でもご紹介し、詳しい内容も示しております、今回このような形で整理したことをご覧になっていただきければと思います。

本市のほうで特に今回の策定にあたり重要視しておりますのは、まちづくりの基本的役割分担でございます。協働に対する市の考えをここで明らかにさせていただいております、読ませていただきます。

「市民ひとりひとりがまちづくりの主役としての責任と自覚を高めつつ、お互いに地域社会の中で支えあえるよう、自助・共助の精神に基づいて、まちづくりの担い手となることが望まれます。市民はまちに愛着を持ち、まちづくりの話し合いの機会に主体的に参加していくことが望まれます。市のまちづくりの課題に対する認識を高め、まちの目指す将来像や重点的に取り組む事項を行政とともに共有することが必要です。」

このような市の考えを示させていただき、市の役割として、1番目に「市行政は多様な主体によるまちづくりのまとめ役です。」、2番目に「市民の声を聞くとともに、市行政が持つ情報を積極的に提供し、信頼関係を築きます。」、3番目に「地域活動や民間活動が自立できるよう支援します。」、4番目に「新たな価値観でまちづくりを実践します。」と説明しております。左側に囲い載せたもの、これは、第三次総合計画で言う「みなぎる活力 安らぎが調和する ときめきのまち」という将来都市像にあたります。

(仮称)第四次座間市総合計画の将来像として定めております。「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」。この「ともに織りなす」というのは、『「人から人へ」公助、自助が共助へ広がり、多様な地域コミュニティが活性化し、地域の連帯が強いまちであることを表現しています。』。「活力と個性」でございますが、文化、健康づくり、スポーツなど様々なことに市民が生き生きとチャレンジし、都市基盤整備を背景として産業活動が活発なまちであることを表現しています。「きらめく」でございますけども、「いつでも何かを期待でき、新しいものが生まれるまちを追求し、座間らしさを創造しようとする姿勢を表現しています。」。このような将来都市像を定めております。

次に4ページ目でございます。一番上の段に将来目標と施策体系をまとめております。

1番目として「笑顔溢れる 健やかなまち」これは健康と医療の分野でございます。健康と医療の分野に1から6、健康づくり、保健衛生、スポーツ・レクリエーション、医療体制、国民健康保険、介護保険、このような施策体系をもって、将来目標を実現していく、このような形になっております。

2番目として「支えあい 思いやりにみちた やすらぎのまち」ということで、これは福祉の分野でございます。同じように7から11の施策をもって実現していくというよう

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	5/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

な体系になっています。

3番目として、「どもに考え ともに歩む 安心のまち」これは市民参加、コミュニティ、といった分野になっております。中に、12から24までの施策によって、実現を図っていかうというような体系になっております。

4番目として「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」ということで、これは教育・生涯学習の分野でございます。これにつきましても同様に施策の実施により実現を図っていくという体系になっています。

5番目として「暮らし快適 魅力あるまち」これは都市基盤整備の分野でございます。

6番目として「きよらかな水 大切に守るまち」これは水資源ということで、上水道と下水道の分野です。

7番目として、「地球にやさしい 活力あるまち」これは環境・廃棄物・産業の分野になっております。

8番目として「未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営」これは行政経営という市の内部の行政経営・戦略経営の分野になっております。

9番目として、「市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営」これは行政運営、職員育成や情報公開、電子自治体といった内容です。本計画は以上のような体系になっております。

それではこの体系について、今日初めてお示しいたしますので、読みながら説明する形をとらせていただきたいと思います。4ページ目下段の政策1「笑顔あふれる 健やかなまち」ということで、太陽のマークがついているところは、政策1の「10年後に目指す市民生活像」というものを記載しております。市民は、良質な健康環境のもと、自らのライフステージに合わせた健康づくりに励み、また地域の包括的な保健・医療サービスを受けられることによって、安心して健康な生活を楽しんでいます。」このような市民生活像を目指して、市民の健康づくり活動を関係機関・部署と連携して支援し、さらにライフステージに応じた予防を重視した保健・医療サービスを提供し、医療の負担軽減を図ります。また、健康づくりに関する知識の普及と諸活動の原点として位置づけられている市民健康センターの効率的な維持管理に努め、地域保健の充実のため、関係団体等との連携を強化します。このようなかたちで10年後の目指す市民生活像を実現していかうと考えております。

その後ろに、施策1, 2, 3とあります。それぞれについて、例えば「健康づくり」については「市民ひとりひとりが、運動習慣を持ち、健全な食生活を実施するなど、健康に関する取組を実践し健やかな生活を営んでいます。」この姿を目指して、どのようにやっていかうかということを示しております。今回は概要版ですので市長が申したとおり、重点施策というのを掲載しておりますが、本来であればすべての施策の方向、やるべきこと、どうしたら実現できるか、ということを示しております。どうやって実現していくのか、市民の方と協働で連携をとって実現していかう、それから国・県との連携、周辺自治体、広域的な取組というかたちで実現していかう。それから行政での共通資源、ヒト・モノ・

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	6/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

カネ・情報というものを有効に活用して、施策に取り組んでいこうというようなことも、基本構想の中では示しております。加えて、施策ごとに具体的なまちづくり指標というものを設定しております。これは絶対指標でございますから、5年後10年後にどのような姿を目指していくかということが具体的に示されております。冒頭には現状と課題というものを示しております。

政策2は「支えあい 思いやりに満ちた やすらぎのまち」、10年後には、市民は住み慣れた地域社会の中で、自立し、互いに助け合い、支えあって、生涯を通して健やかに暮らしています。」このような市民生活像を示して、地域及び市民が、自助力・共助力を十分に発揮し、健やかな生活が営めるよう、活動の側面的支援を行います。また国・県や関係機関の取組みを十分活用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます」と示しております。

5ページ目の2段目、政策3でございます。共に考え 共に歩む 安心のまち」、市民参加・コミュニティの分野でございます。10年後に目指す姿は「市民相互や市民と行政との連携により、多くの市民が各々の個性を生かし、まちづくりの主役として活躍することで、市民生活が豊かになっています。多様な地域コミュニティが活性化し地域の連帯感が増すとともに、防災・消防体制が整うことで、安心して生活できるまちになっています。市民は生活するうえで様々なトラブルに巻き込まれることなく、また、差別や偏見がない地域社会で安心して暮らしています。」というような生活像を目指し、地域コミュニティ活動や各種市民活動を市民を主役とした自助と共助の仕組みとして再構築し、これらの活動に対し市政への参画を促します。市民生活を脅かす天災、人災に関する情報を広く収集し、市民に提供するとともに危機管理メニューや体制を整備し、市民と協働の訓練を徹底します。国・県や関係機関、各種相談員などと連携し、消費生活に関する迅速な情報発信、相談窓口の設定などを行います。人権擁護について知識の普及啓発を図り活動の支援を行います。また、国・県や関係機関と連携し、女性などソーシャルマイノリティの社会的活動を支援します。市民が国内外の人と交流する機会を設けます。とっております。

6ページ目の2段目、政策4は、「のびやかに 豊かな心 育むまち」、教育・生涯学習の分野の内容になっています。目指す姿として、市民は、それぞれのライフステージにおいて、互いの個性を尊重し合い、伝統・文化についてひとりで、あるいは共に学ぶことにより、豊かな心を育てています。また、その結果を生かして主体的に協働のまちづくりに参画し、地域社会の一員として活躍しています。」このような生活像を目指して、子ども達が生き生きと、家庭、学校、地域において心身ともに健全に、学び、遊び、育つために、教育環境を整え、地域の教育資源を活用した教育活動を充実します。また、市民の学習意欲を踏まえ、必要となる各種施設や市でできる学びの機会を持続的に提供するとともに、学習の成果を生活や地域活動に活用できるよう支援します。市民が求める芸術文化の催しを企画・提供し、市民が行う芸術文化活動を支援するとともに、年代等に応じて社会参加ができる環境と必要な情報や知識を提供し、健全な市民文化を形成します。」という内容を目指しております。

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	7/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

6 ページの一番下、「暮らし快適 魅力あるまち」これは都市基盤整備の分野でございます。10年後には「市民は、安全で環境負荷の少ない交通環境、安心して住み続けられる居住環境、市民が集い、憩うことのできる空間が確保され、快適な都市生活を営んでいます。」。このような生活像を目指し、持続的な発展が可能となる社会的資本を次世代に継承するため、中長期的な視点に立ち土地利用や都市基盤の整備、保全等に取り組みます。道路や公園など既設の都市基盤については維持管理水準を明らかにし、新たな整備については国土・県土形成における補完性の原則のもとで整備計画を定めるとともに、市の限りある経営資源を前提に、民間の資金や知恵、力を十分に活用し着実な維持管理及び整備をすすめます。」となっております。

7 ページ目の中段下、3 段目、政策6、「きよらかな水 大切に守るまち」水資源、上水道の関係でございます。市民は、安全でおいしい水の供給を安定して受けています。また、下水道の適切な維持・管理により、衛生的な生活が営めるとともに、大雨の時でも浸水などの被害が少ないまちになっています。」このようなことを示し、「水道事業や下水道事業の果たすべき役割を踏まえて、計画的な施設整備や維持管理のための事業を着実に実施するとともに、お客様サービスの向上や経営の効率化、健全化を図ります。」という内容を目指します。

その下、政策7「地球にやさしい 活力あるまち」これは「環境と廃棄物・産業」の部分でございます。市民や事業者は、世界的な地球温暖化への取組みや、ごみの分別や減量化・資源化など環境負荷の軽減に積極的に取組み、自然と調和した良好な環境を形成しています。産業においては、個々の経営が安定していることはもとより、農商工連携のもとで地域資源の観光資源としての活用などにより、地域経済の活性化が図られるとともに、安定した雇用と福利厚生が確保されるなどにより、充実した生活環境が維持されています。」このような市民生活像を目指し、市民が低炭素社会の実現に向けてライフスタイルの転換を図ることができるよう、市の環境関連情報を提供するなど、市民等の環境に対する取組みを支援します。また、農業における地産地消や商業における商店街の活性化、工業における道路をはじめとした基盤整備などの課題は、産業の1分野での解決が困難なものばかりであり、地域産業の活性化に市民や事業者と協働で市を挙げて取り組む中で、解決を目指します。座間市在住の勤労者に対して国、県、キャンプ座間、市商工会等の関連機関と連携して、雇用情報の提供、雇用相談、就労斡旋などによる支援を行います。」というような形となっております。

最後のページになります。上から2段目、政策8でございます。これについては「未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営」となっており、市役所では、総合計画の実現を目指して、施策の重点化を図り、そこに財源をはじめとした経営資源を有効配分し、柔軟で機動性の高い行政経営を行っています。また、財政基盤の強化、資産の適切な管理、運用を行うことで、社会情勢が激変する時代においても、将来にわたり持続的に発展可能な希望を持てる都市となっています。」ということを目指し、「地域主権時代において、市民の目線で定めた目標を達成するため、職員と財源を集中的に投入するなど、戦略的な経

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	8/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

営を行います。また、地域資源（人材、資材、資金、情報）の現状を把握し、市民と協働でその効率的・効果的な活用を図り、地域社会の形成を牽引します。」と示しております。

最後、政策9になりますが、「市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政経営」については、「市民は、市民起点で柔軟な発想と主体的な行動ができる職員や市役所に対し、十分な信頼感を持っています。」という姿を目指し、「本市では、多様な市民ニーズに応える職員の育成、行政の透明性を高める情報公開、公平で適正な契約事務の執行、効率的で円滑な財産管理、さらには、適切な会計、監査の事務などを行っています。市議会は、条例や予算等の重要事項について審議し、市の基本方針を決定するプロセスを通して、執行機関の政策立案機能の強化を図るとともに、執行機関に対する監視機能を果たしています。また、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行っています。」としています。

以上が概要版の内容になっています。冒頭申し上げましたけれども、この基本構想については、概要版より詳細な内容になっております。これについては、後日皆様方にお示しして、4月1日からのパブリックコメントをいただく期間にご覧になっていただいで、ご提言などをいただければと思っております、よろしく願いいたします。

(2) 都市計画マスタープラン改定計画案の説明

都市計画マスタープラン改定計画案の内容について、パワーポイントにより都市計画課長が説明。

都市計画課の森田です。よろしくお願ひします。私から都市マスタープランの改定の中間報告をいたします。資料につきましては、お手元に配布させていただいておりますA4判、縦の資料となります。お手元の資料の表題部分及び主要な項目につきましては、こちらのパワーポイントのほうにも映して説明いたします。

これまでの都市マスタープランの改定作業の経過については、これまでいただいたご意見と、庁内での検討を踏まえ、現在の都市マスタープランの現状、課題の整理などを行い、都市マスタープランの総括を実施し、都市づくりの目標を作成させていただきます。本日はこの総括、並びに目標に基づき、資料の表紙にある都市マスタープランの改定に向けた主な方向性と、都市マスタープラン改定計画案として、まちづくりの目標をお示ししたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは1ページ目をお開きいただきたいと思ひます。都市マスタープランの改定に向けた主な方向性からご説明させていただきます。方向性につきましては、将来の基本的な方向と分野別の方向の2つに分けております。1つ目の将来の基本的方向につきましては、将来人口について総合計画との整合を図りつつ、「人口減少社会への対応と定住人口確保を見据えたまちづくり」としていくこと、2つ目の将来都市構造については、市全体を平面的に区分したゾーンの検討と、地域の特性を生かした拠点の検討及び将来交通等を踏まえた軸の検討となっています。なお、将来都市構造につきましては、後ほど改定計画案の中の、都市づくりの目標で詳しくご説明いたします。

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	9/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

次に2ページ目です。2分野別の方向につきましては、1の土地利用から6の都市防災までの6分野について、改定に向けた主な方向性を示しております。(1)の土地利用につきましてはこれらの方向性に基づき、地域別の構想の作成に反映していきたいと考えております。3ページ目に進みます。(2)都市施設につきましては、交通から上下水道・河川・その他の施設まで3つに分けております。交通では、ここに示しております方向性と、現在策定しております座間市総合都市交通計画に沿ったかたちで、全体構想の中で反映していきたいと考えています。②の公園・緑地では、身近な公園整備から大規模な緑地の保全などの方向性に基づきまして、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。4ページ目に進みます。上下水道・河川・その他の都市施設については、それぞれの分野に応じた方向性に基づき、全体構想や地域別構想に反映していきたいと考えております。なお、都市施設全体として、各施設の長寿命化の方向性もあわせて示しております。

(3)の市街地整備については、先ほどの土地利用の方針と共通する点がありますが、都市計画法等の活用を図り、地域別の構想の作成に反映していきたいと考えております。

5ページ目にいつていただきたいと思ひます。(4)の自然・都市環境につきましては、市内に残る貴重な自然環境について引き続き保全と環境負荷の低減等を図り、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。(5)の都市景観につきましては、景観条例に基づく規制や誘導を引き続き取り組み、強化する方向で全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えております。

6ページ目に進みます。(6)の都市防災については、火災、震災、水害についてそれぞれ市の地域防災計画と連携を図りながら、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。以上が都市マスタープランの改定に向けた主な方向性となります。

7ページに移っていただきたいと思ひます。次にII 都市マスタープラン改定計画(案)―都市づくりの目標―についてご説明いたします。これまでにご説明した都市マスタープランの改定に向けた主な方向性の部分に、都市づくりの目標として示させていただきます。1の都市づくりの将来像としましては、1つ目として将来像の目標を設定させていただいております。都市づくりの将来像では、人口のピークから減少に転ずる社会、ますます進む高齢化社会を社会変化のキーワードとしまして、誰もが暮らしてみたいと思ふまち、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちを、座間の自然や文化を生かしながらくりあげていくことを目指し、ここに「自然・文化を感じ、誰もが安心して住み続けるまち座間」と設定させていただきました。この将来像をもとに4つに分けた都市づくりの目標を掲げ、それぞれ目標の展開を示しております。

2つ目の将来人口と世帯フレームの設定につきましては、先ほど総合計画の説明と重複する内容になりますので、ここでは省略します。

8ページ目に進みます。2の将来都市構造につきましては、お手元の資料の最後に将来都市構造図がありますので、あわせてご覧いただきたいと思ひます。またこちらのパワーポイントには将来の土地利用、いわゆるゾーンと拠点の配置、及び軸の配置の3分割したものを、それぞれ見やすく映しご説明したいと思ひます。

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	10/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

まず1つ目の将来の土地利用、いわゆるゾーンにつきまして、市街地ゾーンと田園自然環境ゾーン、利用調整ゾーンの3つに分けております。まず市街地ゾーンにつきましては、都市計画の市街化区域を市街地ゾーンと位置づけ、市街地としての適切な土地利用の誘導や、市街地基盤の改善により都市機能の維持向上を図るものです。次に田園自然環境ゾーンにつきましては、市街化調整区域のうち主に農地や集落地により構成されている区域及び良好な自然環境が残る区域を、田園・自然環境ゾーンと位置づけ、農地としての利用の維持、良好な自然環境の保全を図るものです。次に利用調整ゾーンにつきましては、栗原東部地域を利用調整ゾーンと位置づけ、農業環境の保全を図りつつ区域にふさわしい土地利用の検討をしていきたいと考えております。次に、2つ目の拠点の配置につきましては、中心拠点から緑の拠点まで5つの区分にそれぞれ配置させていただきました。

①の中心拠点につきましては、市役所周辺を行政施設及び文化施設が集積する中心拠点と位置づけ、本市中心にふさわしい業務地としてさらなる機能の充実と利便性の向上を図るものです。

②の地域拠点につきましては、市内の鉄道駅周辺を、市民生活を支える地域拠点と位置づけ、利便性、快適性の向上を図るものです。

③の産業・研究拠点につきましては、市東部に大規模な工業・研究施設が立地する地区を、本市の活力を支える「産業・研究拠点」と位置づけ、産業の立地環境の保全を図るものです。

④の歴史・文化の拠点、歴史的な街並みが残る鈴鹿・長宿地区を、本市の歴史と文化を伝える「歴史・文化の拠点」と位置づけ、歴史的な街並みの保全を図るものです。

最後に⑤につきましては、緑の拠点とし市内の大規模な公園や座架依橋周辺のレクリエーション施設を、市民活動の場、観光交流の場となる「緑の拠点」と位置づけ、関係機関と協力して整備・維持管理を図ります。また、羽根沢地区の市街化調整区域を、良好な緑地が残る「緑の拠点」と位置づけ、保全を図ります。次に3つ目の軸の配置につきましては、都市軸から自然環境軸まで4つの区分でそれぞれ配置させていただきます。

①の都市軸につきましては、広域都市間や近隣都市間の移動と、市内の移動を確保する軸としての都市計画道路、首都圏中央連絡自動車道いわゆる圏央道、東名高速道路、綾瀬インターチェンジ計画のアクセスルートとなる、東西・南北を都市軸と位置づけ、都市間や地域拠点間の連携強化を図るものです。

②の生活軸につきましては、地域内もしくは市街地内の移動を確保する軸として、地域拠点を結ぶ主要な都市計画道路、JR相武台下駅および入谷駅へのアクセス道路を位置づけ、地域間の連携強化と市街地内の交通網の機能強化を図るものです。

③の公共交通軸につきましては、小田急小田原線、JR相模線、相模鉄道の3線は都市間の連携を補う公共交通軸と位置づけ、利便性の向上を図るものです。

④の自然環境軸につきましては、自然空間として保全・活用すべき軸として、相模川、相模川段丘の斜面緑地、座間丘陵、目久尻川流域の斜面緑地、一般県道相模川自転車道を「自然環境軸」と位置づけ、親水機能の確保や自然環境の保全、レクリエーション機能の

件名	第2回各種団体懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)		頁	11/11
日時	平成22年3月13日(土)	場所	サニープレイス座間 3階	

充実を図るものです。

以上が都市マスタープラン改定に向けた主な方向付けと、都市マスタープラン改定計画案としての都市づくりの目標となります。今後につきましては、これらをもとに全体構想、地域別の構想を8月から9月下旬頃までにご提示し、都市マスタープランの地域別の懇談会等でこと具体的なお意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。